

(目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症のまん延が県民生活及び地域経済に及ぼす影響に鑑み、新型コロナウイルス感染症に対する対策の推進について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する新型コロナウイルス感染症に対する対策の基本となる事項を定めること等により、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）その他新型コロナウイルス感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法律による措置と相まって、県、県民及び事業者が一体となって新型コロナウイルス感染症に対する対策を推進し、もって県民の生命及び健康の保護並びに県民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「新型コロナウイルス感染症」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症をいう。

(県の責務)

第3条 県は、県内における新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延の状況を常に把握するよう努め、並びにその状況の変化に応じた新型コロナウイルス感染症に対する対策を的確かつ迅速に実施するとともに、県内において実施される新型コロナウイルス感染症に対する対策を総合的に推進する責務を有する。

2 県は、新型コロナウイルス感染症について、県民及び事業者の理解と関心を深めることにより、その不安の解消並びに適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、必要な知識の普及及び適時かつ適切な情報の発信に努めるものとする。

3 県は、新型コロナウイルス感染症に対する対策を実施するに当たっては、国、近隣県、市町村、法第二条第六号に規定する指定公共機関及び同条第七号に規定する指定地方公共機関並びに医療従事者、福祉従事者及び感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者と連携を図るとともに、社会経済活動の維持に配慮するものとする。

4 県は、市町村が実施する新型コロナウイルス感染症に対する対策が推進されるよう、市町村に対し、必要な協力及び支援を行うよう努めるものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止に努めなければならない。

2 県民は、新型コロナウイルス感染症に対する対策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、新型コロナウイルス感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、及び新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を踏まえ、その事業の実施に関し、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業の用に供する施設において新型コロナウイルス感染症の感染の防止のための措置を講じ、その旨を当該施設を利用する者の見やすい場所に掲示するよう努めなければならない。

3 事業者は、新型コロナウイルス感染症に対する対策に協力するよう努めなければならない。

(対策の充実)

第6条 県は、新型コロナウイルス感染症に対する対策の一環として、法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症に関する次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 物資及び資材の確保
- 二 検査体制の整備
- 三 医療提供体制の整備
- 四 県民及び事業者からの相談に応ずる体制の整備
- 五 児童及び生徒の学習の機会の確保
- 六 風評被害の防止

(条例対策本部の設置等)

第7条 知事は、政府対策本部（新型コロナウイルス感染症についての法第十五条第一項に規定する政府対策本部をいう。以下同じ。）が設置されていない場合であって、必要があると認めるときは、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「条例対策本部」という。）を設置するものとする。

2 条例対策本部は、新型コロナウイルス感染症に対する対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

3 条例対策本部の長は、愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「条例対

策本部長」という。)とし、知事をもって充てる。

- 4 知事は、政府対策本部が設置されたときその他条例対策本部を設置する必要がなくなったと認めるときは、条例対策本部を廃止するものとする。
- 5 この条に定めるもののほか、条例対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

(条例対策本部長による協力の求め)

第8条 条例対策本部長は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合において、次に掲げる事項について協力を求めるときは、新型コロナウイルス感染症の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況並びに医療提供体制の状況を考慮してその協力を求める期間及び区域を定めてするものとする。

- 一 生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅又はこれに相当する場所から外出しないよう検討すること。
- 二 多数の者が利用する施設の使用の制限若しくは停止又は多数の者が利用する施設を使用した催物の開催の制限若しくは停止を検討すること。

- 2 前項の場合においては、条例対策本部長は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(緊急事態宣言等)

第9条 条例対策本部長又は法対策本部長（政府対策本部が設置された場合に知事が法第二十二条第一項に基づき設置する都道府県対策本部の長をいう。以下同じ。）は、新型コロナウイルス感染症が県内で発生し、その広範かつ急速なまん延により県民生活及び地域経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合であって、特に注意を喚起するため必要があると認めるときは、県内における新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言（以下「愛知県緊急事態宣言」という。）を発するものとする。

- 2 条例対策本部長又は法対策本部長は、愛知県緊急事態宣言を発したときは、新型コロナウイルス感染症に対する対策として緊急に講ずる必要がある措置を、その実施すべき期間及び区域を明らかにした上で定めるものとする。
- 3 条例対策本部長又は法対策本部長は、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況並びに県民生活及び地域経済の状況を勘案して必要があると認めるときは、前項の措置を実施すべき期間及び区域その他当該措置の内容を変更するものとする。
- 4 条例対策本部長又は法対策本部長は、愛知県緊急事態宣言を発した後において、第二項の措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨の宣言を発するものとする。

(意見の聴取)

第10条 法対策本部長は、新型コロナウイルス感染症に関し、法第二十四条第九項の規定による協力の要請をするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(影響の緩和を図るための支援)

第11条 県は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が県民及び事業者に及ぼす影響について、その緩和を図るために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(適切な配慮)

第12条 県、県民及び事業者は、それぞれの立場で、高齢者、障害者、妊産婦、外国人その他新型コロナウイルス感染症がまん延した場合に特に援護を要し、又はこれにかかった場合に重症化の危険性が高い者について、新型コロナウイルス感染症の予防及び早期発見に資することとなるよう、これらの者に対する適切な配慮に努めなければならない。

(患者等への留意)

第13条 何人も、新型コロナウイルス感染症への罹患又はそのおそれ等を理由として、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等の人権が損なわれることがないように留意しなければならない。

(財政上の措置)

第14条 県は、新型コロナウイルス感染症に対する対策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年三月二十六日条例第二十八号)

この条例は、公布の日から施行する。